

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一回一日発行)

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號五第 卷一十四第

行發日一月一十年十和昭

論叢

中小商工業者稅負擔の問題……………法學博士 神戸正雄
利子生産力說について……………文學博士 高田保馬

時論

我が國に於ける地震保險……………經濟學博士 小島昌太郎
商店法案について……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

中立貨幣の理論……………經濟學士 一谷藤一郎
日本に於ける金爲替本位制の濫觴……………經濟學士 松岡孝兒
萬民經濟學と國民經濟學……………經濟學士 白杉庄一郎

說苑

モールトンの運輸統制論……………法學士 吉川貫二
所得稅に關する若干の問題……………經濟學士 柏井象雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

我が國に於ける地震保險

小島 昌 太郎

一

關東大震火災を動機として、地震保險なるものゝ必要が痛感せられたが、その實施上の能否難易について、調査研究を要する所あつたがため、具體的の計劃を見るに至らなかつた。然るに、この度、商工省保險部に於て、その基礎調査が完了し、具體的に地震保險法草案が作成せらるゝまでに至つたことは、洵に、我が國民經濟生活の安定に貢献する所の施設として、喜ばしい事柄である。

いま、その公に發表せられたる所に従ひ、その大綱を述べれば、この地震保險は、動産不動産につき、地震に原因する火災、倒壊、破損、流失のため生じたる損害を填補するのであつて、政府に於て元受をなす所の國營保險としてこれを行ふのであるが、併し、民營たる火災保險業者の締結したる火災保險契約に、強制的に附帶せしむる一種の強制保險として行ふのであり、動産と

不動産とを分つて、各々一件の最高保險金額は三千圓に限定し、その保險料は一千圓につき一年凡そ二十錢程度とするといふことである。いづれ、その詳細なる構造は、近く發表せられることと思ふが、公の印刷物に於て公表せられたる所により、その基礎構造に紹介すれば、大體、右の如きものである。

二

地震による危害は、單に財産上のものばかりに限られるのではなく、生命、身體、健康にも及ぶものなるは言ふまでもない。併し、それらは、生命保險、傷害保險、健康保險に於て取扱ふ所であつて、普通に地震保險といふものは、地震による財産上の損害を填補するを目的とするものである。すなはち、財産保險として地震保險である。

然るに、財産保險としての地震保險は、從來、殆んど不可能なるものと考へられて居つた。その主たる理由としては、先づ五つのものがある。すなはち、(一)地震なるものは、その發生の規律性が見出されて居らないから、保險料率の算定の基礎を缺くこと、(二)假に地震保險を實行するとしても、地震は、長年月の間、發生を見ないことがあるから、加入者は、喉元過ぐれば熱さを忘れ、次第に地震保險の必要を忘却して脱退するもの續出し、保險料收入の減少が、この保險を不成功に導くこと、(三)地震は、從來の歴史に見て、度々發生した地方と、殆んど發生して居ない地方とがあるから、加入者が發生可能地方に偏在する傾向があること、(四)而も、地震が發

生すれば、その損害の及ぶ所、往々、一地方全體を壊滅に歸するに至るものであるから、これらを考慮すれば、その保険料は甚だ高率のものとならざるを得ざることに、(五)左様な高率保険料に於ては、加入者は頗る少數に止まること。大體これらの理由によつて地震保険は、獨立の事業として成立不可能であるといはれて居るのである。

併しながら、これらの理由は、いづれも、地震保険なるものを、自由契約により營利民業として行ふことを前提として見たるものである。この前提を改めて問題を見直すならば、結論は自ら異らざるを得ないであらう。

元來、損害保険の近代に於ける發達は、自由契約による營利民業として行はるゝことによつてこれを見たのである。従つて、損害保険に關するプリンシプルは、殆んど總て、この自由契約と營利民業との二つの建前の下に生れたものである。そして、これらのプリンシプルを金科玉條とする限り、地震保険は前掲五つの理由によつて、その實行は不可能とせられる。

然るに、保険なるものは、自由契約の下に、營利民業として益々發達すると共に、更にまた、國營としても發達の傾向を表はし、その國營の下にあつても、強制制度として行はるゝ傾向をも示しつゝある。そして、この國營而もその強制といふことは、従前の保険のプリンシプルによつて制限せられた桎梏を打破して、保険の實行可能範圍を頗る擴大することゝなつた。

國營といふことは、國家の永遠なる存在によつて、保険に於ては、その成立の根本的條件と見

做されて居る所の《保險料と保險金との總體に於ける均衡》といふプリンシプルを、永年に亘る時間的基礎に於て、擴大して適用することを可能ならしむるものであり、強制といふことは、更にこの《均衡》のプリンシプルを、異時的基礎に求むるの必要を輕減して、これを立ち所に同時的基礎に於てその適用を可能ならしむるものである。そのみならず、この國營に於ける無限の財的信用は、この《保險料と保險金との總體に於ける均衡》といふプリンシプルそのものを必ずしも嚴重に適用するの要なからしむることとなるのである。

すなはち、保險なるものは、營利民業としてこれを行ふ場合には、その保險料收入の總體を以て、その支拂ふべき保險金の總體を過不足なく支拂ひ得なければならぬ。保險料の總體を以て保險金の總體を支拂ひ得ないやうでは、それは營利民業としては、成り立ち得ない。そこで、營利民業としての保險に於ては、前述の如く、《保險料と保險金との總體に於ける均衡》といふことが、根本的なプリンシプルとなるのである。

そして、この《均衡》のプリンシプルは、二つの條件が備はつて、初めて實現し得られる所である。その一つは、その保險の目的とする所の保險事件の發生について、規律性が見出されることとであり、その二は、その規律性が實現し得る程度にまで、多數の加入者が集め得られることである。第一の條件は、學術の進歩に俟つの外はない。第二の條件については、縦ひ第一の條件が具つても、自由契約の下に保險が營まれるときは、これについての困難が更に横つて居る。すな

はち、自由契約の場合には、その保険に加入すと否とは、もとより各人の隨意である。従つて、或はその保険に對して必要を認めざるため、或は、その必要に對して無智なるがため、或は、感情的嫌惡のため、また或は、保険料負擔に耐えざるがためなどによりて、保険に加入しないものも多數にあり得る譯である。それゆゑに、或る事柄を保險事件とする所の保険を實行するとしても、それに加するものが、その實行を可能ならしめる程度の數に達しないこともある。かくては、如何に保險事件の規律性が見出されて居つても、加入者過少のために、均衡のプリンシプルが行はることが出來ず、そのために、その保険は成立することが出來なくなる。

然るに、この《均衡》は、保險が、國營強制として行はるときは、一舉にして、多數の加入者を集め得ることとなるから、同時的に直ちに、《均衡》の原則が働き得ることとなる。假に、一舉に集め得る所の加入者の數では、未だ不十分であるにしても、この《均衡》は、必ずしも同時的に行はるゝことを必要とするものではなく、永年に亘つて、《均衡》を得ることを以ても、足るのであるから、國營の下に、永久的にその保險が行はれ得ることによつて、異時的《均衡》によつて、このプリンシプルが、やはり行はれ得ることとなるのである。この點に於て、國營強制は、營利民業に於て不可能と見做さるる所を可能ならしめる。

《均衡》のプリンシプルに於て要求せらるゝ保險事件の發生に於ける規律性の發見といふことは、國營強制そのものに於て、これを可能ならしめるものではない。併し、殆んど無限とも見做

さるゝ所の國家の財的信用は、保險事件の規律性が發見せられて居ないことによつて惹き起すであらう所の《不均衡》を、その實現の場合に於て補填することが出来る。換言すれば、保險事件が發生した場合に於て、保險料の集積を以て保險金の支拂に不足を生ずることとなつた場合に、營利民業ならば、それによつて破産することとなるの外ないのであり、従つて、その懸念のために、初めから、左様な保險の成立を不可能ならしめることとなるのである。然るに、國營の場合には、かゝる不足を補ふ資源の如きは、國家の財的信用の下に於て調達することが極めて容易であり、また、それゆゑに初めより、この點に關する懸念を伴ふことなく、その保險を成立せしめ得るのである。

かくの如き次第であるから、國營強制の下に於ては、《均衡》のプリンシプルは、その要なきものと見てもよく、或は、寧ろ、初めより具はれるものと見てもよいこととなる。

三

これを地震保險なるものについて見るに、その不可能の理田として擧げられたる所の、地震發生の規律性が見出されて居らないといふ、營利民業としては、決定的な否定根據たるものは、これを國營強制とすることによつて、克服せられることとなるものであり、また、加入者の偏在並びに漸減による保險料收入の不足より來る成立困難の原因も、亦この國營強制によつて、これを排除することを得るのである。従つて、この加入者の偏在と漸減とに關聯する所の保險料の高率

といふことも、避け得ることゝなるのであり、要するに、國營強制によつて、地震保険なるものは、實行可能のものとなるを得るのである。

然らば、これを如何なる方法によつて、實行するか？ 商工省案に於ては、動産不動産につき、火災保険業者の締結したる火災保険契約に、強制的に、國營の地震保険を附帶せしむるのである。すなはち、この地震保険は、政府が元受をする所の國營として行ふのであるが、その取扱ひは、民間の火災保険業者が、これに當り、その締結する所の火災保険契約には、必ず、國營の地震保険を附帶せしめるのである。この火災保険業者の締結する火災保険契約に、必ず、地震保険を附帶せしむる所に、この地震保険の強制があるのである。それが、この商工省案の一つの特徴である。

火災保険契約に強制的に地震保険を附帶せしむるのであるから、この強制は、この地震保険法が實施せられる地域内の、あらゆる動産不動産に適用せられるのではなく、その中に於て、火災保険業者と火災保険契約を締結したるものだけに強制せられるのである。そして、何びとも、自己の動産不動産を、火災保険に附けるか附けないかといふことについては、強制を受けて居るのではなく、商工省案の地震保険法に於ても、この點を強制せんとして居るのではない。従つて、火災保険に附けるか附けないかは各人の自由であるけれども、苟も火災保険につける以上は、その火災保険には、國營の地震保険が、強制的に附帶せられるといふのである。

従つて、火災保険の保険契約者がこの強制を受けると共に、火災保険業者も、この強制を受け

るのである。換言すれば、火災保險の保險契約者は、國營の地震保險がそれに自働的に附帶せられ、それに對して國定の地震保險料を支拂ふといふ義務を負ひ、火災保險業者は、その締結する所の各火災保險契約には、必ず國營の地震保險の取扱ひをなし、その國營保險料を徵集し、計算して、これを政府に納付するの義務を負擔するのである。

我が國に於ては、今日、不動産火災保險特に家屋火災保險は、頗る普及發達して居るから、如何なる府縣、如何なる地方にも、略ぼ行き渡つて居つて、山間絶島の僻地を除いては、大體、全國的に普遍して居ると見てもよいであらう。それゆゑに、不動産火災保險に強制的に附帶せしむるときは、地震保險が地方的に偏寄するの弊を、先づ完全に防ぐことが出來ると見てよい。この點に於て、民營の任意保險としては、成立することを得ない地震保險を、この國營強制によつて成立することを得しむるのである。そして、この強制は、この地震保險法の實施せられる限り、時間的にも永續するのであるから、地震保險の如きを任意保險として行ふ場合には起り勝ちなる加入者脱退の漸増といふことも、防ぎ得るのであつて、この點に於ても、任意保險としては成立し得ない地震保險なるものを、國營強制によりて成立せしめ得るのである。

四

かくの如く、地震保險を火災保險契約に強制的に附帶せしむることによつて、任意保險としては成立し得ざるそれを、成立せしむることとなるのであるが、これについては、強制保險として

一應反省して置かねばならぬことがある。元來、強制といふことの倫理的根據は、被強制者にとつて全般的に見て利益であり必要である事柄が、彼等の任意に放置して置いては成り立たないときに、これを強制の下に行ふことによつて初めて成り立ち得るといふ點にある。従つて強制の利益は、全般に及ぶべきものであつて、一部に止まるべきものであつてはならない。地震保險の強制といふことも、これと異なるべき道理はない。

いま、地震保險の強制に於て、被強制者たるべきものは、地震によつて財産上の損害を蒙るの可能あるものゝ全部である。強制の倫理より言へば、苟も地震保險を國營強制とする限りは、地震によつて財産上の損害を蒙る可能あるもの全部を被保險者としなければならぬ筈である。單に火災保險の契約者だけを被保險者とするだけでは、常に、強制を徹底せざる怨みあるばかりではなく、火災保險契約を締結せざるものを、この保險の利益の外に置くことによつ、強制の倫理に副はない所が出来て來る。或は、火災保險は任意であると言つても、これに加入しないものは、自己の財産上の利益を守るに無關心であり、その必要を感じて居ないものであるから、それらのものに對しては、地震保險の恩恵に與らしむるに及ばないといふ考へがあるかも知れない。

併しながら、これは強制の倫理的根據の中には教育的意味も含まれて居ることを忘れたる考へである。被強制者にとりて、全般的に見て利益であり、必要である事柄が、彼等の任意に放置して置いては、成り立たない場合に、強制といふことの倫理性が存在するものなることは、前に述

べたるが如くであるが、この場合に於て、それを強制することは、次第に、被強制者をして、その利益とその必要とを體得せしむることとなるのであり、縦ひ、これを體得するに至らずとも、或はまた、被強制者の主觀的自覺が如何であるにかゝはらず、その制度の利益の恵みを、彼等をして一様に、受けしむる點に、強制的意義が認められるのである。ゆゑに、自己の財産上の利益を守るに無關心なるものをして、強いてその利益を守らしめる所に強制的倫理がある。商工省案の地震保險の強制が、この點を缺如して居るのは、強制的理想としては遺憾とすべき所である。

併しながら、これは理想である。今日の我が實情に於て、地震保險を實施するとせば、商工省案の如く、火災保險契約に附帶することを強制する方法をとることの外には、保險實施の技術上より見て、適當な方法は存在しないであらう。ゆゑに、強制的倫理には多少副はざる所はあるけれども、當分はこれを以て満足するの外はないであらう。

五

元來、國營の下に強制的に徴集せられる保險料なるものは、その性質に於て租税と等しきものである。特殊の使用目的をもつ所の租税と見てもよいものである。ゆゑに、地震保險の強制國營については、今回の商工省案の如きものゝ外に更に一案がある。それは、家屋に關する租税、例へば家屋税または戸數割の如きものに、地震保險税——名稱は如何やうにあらうとも——を附加するのである。そして、この地震保險税は、特別會計たる地震保險のために積立てられ、地震に

よる損害の場合にこれより保険金を支出するのである。

この場合にあつては、國營の元受保険たる點に於て、今回の商工省案と變りはないが、火災保険と關聯せざる點と、従つて亦、火災保険に附しあると否とを問はず、全國の家屋建物は殆ど總てが、この強制保険の下に包含せられる點と、保険業者にあらざる市町村役場に於て保険事務の取扱ひをなすものなる點とに於て、それと異なるのである。そして、強制の趣旨を徹底することゝもなり、その點に於ては、商工省案に優るものと言ひ得るであらう。

併しながら、保險事務の取扱ひの圓滑迅速と、その經費の少き點に於ては、市町村役場の取扱ひの場合には、到底、保險業者の取扱ひの場合に及ぶべくもない。更に、家屋に關する租税に地震保險税を附加するの案は、強制を徹底し得るを特徴とするけれども、その強制の徹底は、家屋建物等の不動産に限定せられ、動産に及び得ないものである。ゆゑに、商工省案の強制保險は、強制の倫理の點より見て、若干、遺憾の點なきにしもあらずであるが、その圓滑迅速なる實行を期し得る點に於て、經費が割合少くて濟む點に於て、並びに、動産をも保險に附し得る點に於て、優れたる所あるを以て、火災保險契約への強制附帶の方法を以て、當分その実績を見ること、今日の場合に於ては適當なる方策であらう。

六

かくの如く、地震保險なるものは、商工省案の如く、國營強制の制度を以てすれば、任意保險

の營利事業としては、成り立ち得ざるものを、成り立ち得しむることとなる。そして、前述の如く、火災保險業者は、その締結する所の各火災保險に附帶して必ず國營の地震保險の取扱ひをなさねばならぬ義務を負擔するのであるが、併し商工省案に於ては、動産不動産ともに、各々一件につき、地震保險の金額を三千圓に限定し、火災保險契約の保險金額が三千圓以下なる場合には、それと同額に於て保險金額を定むることになつて居るのである。

ゆゑに、火災保險の契約に於て、保險金額が三千圓以上、例へば一萬圓であるならば、被保險者も三千圓の程度まで地震保險を附ける義務があると共に、三千圓以上はこれを附けることが出來なくて、残りの七千圓は地震保險の保護を受け得ないのである。また火災保險業者も、各保險契約に於て、三千圓までは、附帶取扱をなす義務を負ふのであるが、それ以上は、國營地震保險の取扱ひをなすことが出來ないのである。従つて、例へば、同一の家屋につき、二つ以上の會社が火災保險契約を締結する場合、それが順次に時を異にして、行はれるときには、國營地震保險は、最も先に締結せられたる火災保險契約に附帶することとなり、それが三千圓に充たざる場合には次の契約に於て、その殘額を、更にそれにも三千圓に充たざるときは、また次の契約に於て、その殘額を取扱ひ、三千圓に充ちたるを以て終ることとなる。併しながら、火災保險契約が、同一の目的について、數個の會社と同時に締結せられたるときは、この商工省案が法律となつたときに、細則を以て定めらるゝの外はない。

商工省案に於ては、前述の如く、火災保険契約に強制的に附帯せられる制度であるけれども、火災保険契約を締結しない保険の目的については、全然、これを、この國營の地震保険の圏外に置くといふものでもない。やはりそれも、三千圓を限度として、その取扱ひをなすのである。併し、これは、勿論、強制ではなく、また、その保険料率も、火災保険契約に附帯するものよりも、幾分か高率とするといふことである。それは、そのみに特に手数を要するからである。併し、商工省案に於ては、一件三千圓以上の地震保険は、全く取扱はないことになつて居る。尤も、商工省案は、地震保険なるものを、國營獨占とするの仕組ではないから、被保険者は、三千圓を超過するものについては、任意に内外の保險會社と。地震保険契約を締結することを妨げるものではない。

商工省案の一件三千圓といふ限度は、保險價額三千圓のものには、保險金額三千圓を附け得るの意味である。すなはち、全額保險としての三千圓が限度なのである。これについては道德的危険を少からしむるために、地震保険に於ては全額保險を認めないこととして、海上保險に於ける衝突條項の如くに、四分三若しくは三分二を以て限度とするがよいといふ説がある。それは地震の場合に、三千圓全額保險とすれば、特に動産保險の場合などに於ては、借家住の被保険者の如き、火災に對する豫防的注意を怠り、または故意に火災危険を防止する手段をとらなかつたりして、火災を誘發する危険を多からしむるといふのである、これは洵に尤もな説である。私も一應

は、それに賛成であつた。

併しながら、翻つて考へるに、全額保險としても、限度が三千圓であるとすれば、今日、苟も動産の火災保險を附けるが如き家庭では、事實上に於て、一部保險となるものも少からずあるであらう。従つて、事實上に於ては、地震保險が全額保險なるがために、増加せられる道德的危険といふものは、大して恐るべきものではないであらう。

これに反して、關東大震災火災の例を顧みるとき、吾々は、如何に多數の人々が、その家財道具を火災より救はんがために、途を閉ぎ退路を斷たれて、貴重なる人命を失ひたるかを想起して、一部保險の下に於て家財に未練を残さしむることの、甚だ悲惨なる結果を來す懼れあるを察知し、かくの如きを避けることが、極めて重大なるものなるを知らねばならぬ。三千圓を限度とする程度の保險ならば、むしろ全額保險を許して、一朝、地震の災害に面したるとき、氣安く身軽く、安全なる地帯に避難することを得しむることが、對震政策として必要であると思ふべきものと思ふ。

七

商工省案に於ける國營強制地震保險の保險料率は、前に述べたるが如く、一ケ年、千圓について凡そ二十錢といふことである。吾々は、地震保險として、その料率の意外にも頗る安きを驚く位である。

商工省に於ては、慶長元年（西曆一五九六年）以降、昭和九年に至る三百三十九年間の地震を調査し、濃尾、關東の二大地震を別扱ひとして、これに加重し、それらの被害と、最近に於ける火災保険の現状に對し、假に前述の案を適用したものととして算出した所とにより、保険契約に對して、保険事件發生の割合は、千分の〇・一五四であると算定し、それに政府に於ける事務費と火災保険業者に對する手数料とを加算したものが、保険金額一千圓につき二十二錢と見たのである。併し、それをこの保険の實施に當つては、二十錢として事業を試みやうといふのである。

この商工省の保険料率の計算は、正しいとも言へないと同時に正しくないとも言へないものである。何となれば、今日に於て利用し得る材料の範圍内に於ては、計算は右の如くなるものであるが、その材料の正確なるか否かは、將來の地震の發生に徴して見るの外なきものであるからである。ゆゑに、この計算は、保険料率として、正確なるものであるとは言へないにしても、一應の根據と見做し得るものである。地震保険を營利民業として行ふとすれば、この計算を基礎として開業することは、頗る不安が大きいものであるが、強制國營であるがゆゑに、これで開業し得るのである。

すなはち、強制の下に於て、この計算に適合するだけの保険件數は、ともかくも直ちに集め得ることが保證せられて居ると共に、國營といふ無限の財的信用によつて、萬一、地震が早期に來るとも、或程度までは、借入金をして、支拂保險金の不足を補ふことが出来るからである。

商工省案に於ては、保險料收入は特別會計に於て、これを積立て、地震發生の場合に於て、積立金を以て、保險金の支拂に不足するときは、一定の金額を限度として、借入金をなし得ることになつて居る。この巨額の借入金が可能であることが、國營の特徴であつて、保險事件發生率の不確定なるものゝ保險を成立することを得しむるのも、この點に於てである。

併し、借入金にも一定の限度があるのであるから、積立金に借入金を加へても、尙ほ、保險金の全額支拂には不足することがないとは限らない。左様な大損害を惹き起す所の大地震が發生した場合に備へるために、商工省案に於ては、支拂保險金に適當なる削減を行ふことが出来ることになつて居る。

政府借入金と、保險金の削減と、この兩者を以て、保險事件發生率の不確定を補ふのが、國營強制の下に於て、この地震保險の成立を可能ならしむるのである。

ロイツなどで我が國の地震保險を締結しやうと思へば、その料率は、百分の五であるといふ。すなはち、千圓の保險金額に對して、五十圓の保險料である。これに比ぶれば、商工省案の千圓に對する二十錢は驚くべく安い。この點より見て、この商工省案の二十錢は、不當な保險料であると思ふ。併し、それは何等の根據のない話である。

ロイツの五%といふ保險料率は、保險學から言へば、謂はゆる恐怖料率であつて、慣習上の最

高料率である。五%が地震保険に於ける合理的料率といふ譯でも何でもない。かくの如きものは何等の標準とするに足りない。五%も保険料を徴集すれば、大抵の危険に對して、何でも保険が出来るといふ意味のものである。かゝる意味の保険料率に比較するならば、合理的料率は必ず常に甚だしく安いのは、極り切つたことである。

然らば、千圓に對する二十錢といふのが、我が國に於て、地震保険の保険料として合理的のものであるかといふに、何人も然りと答へ得るものはない。併し、それと共に、それが不合理のものかと尋ねられても、恐らくは何人も亦、然りと確答し得るものはないであらう。地震保険の料率といふものは、今日の所では、左様な性質のものであるから、今日に至るまで、この保険が成り立たなかつたのであり、従つて、これを強制國營とする必要があるのである。

吾々は、商工省が、ともかくも二十錢といふ數字を苦心の擧句、算出したのであるから、暫くその料率によつて、この保険を實行してその実績を見るべきである。そして、保険料の過少なることが將來、發見せらるゝならば、これを適當に引上げればよい譯であり、然らずして、積立金が集積することゝなるならば、いづれのとにか生ずる大地震に備へるべきであり、或は、その他の天災地變に對する防備施設に流用してもよい譯である。

八

商工省案の地震保険に於ては、火災保険契約に強制附帶せしむるのであるから、この地震保険

に於ける政府の責任の始期及び終期は、火災保險契約に於ける保險者の責任の始期及び終期と同一として居る。そして、原火災保險契約が消滅したときは、それと共に、これに附帶する所の地震保險は消滅するのである。

かくの如く、この地震保險は、火災保險契約に全部的に附帶するのであり、且つその附帶は強制せられて居るのである。そして、この地震保險に關する事項は、細大となく、地震保險法及び同法施行細則などに於て規定せられるであらう。然りとすれば、地震保險に於ては、特に保險證券を發行するの必要はない。原保險たる火災保險の證券に於て、保險契約者、保險の目的、その種類、その所在、その用途、契約の始期終期、保險價額、保險金額等、總ての要項は全部詳細に記載されて居るのである。従つて、それらを更に、別に地震保險證券なるものを作成して、再び記載するの必要はない。

それゆゑに、私案によれば、地震保險證券の作成發行に代へて、《地震保險切手》なるものを發行して、これを原火災保險證券若しくは、その繼續保險料領收證の如きものに貼用せしむればよいと思ふ。すなはち、二十錢、十錢、五錢、二錢、一錢の五種の地震保險切手を發行し、火災保險業者が三千圓または三千圓以上の火災保險契約を締結したる場合には、二十錢切手を三枚貼用するのであり、一千八百圓の火災保險契約の場合には十錢、五錢、一錢の三枚を貼用すればよいこととするのである。この切手の貼用と、それに對する火災保險業者の捺印とを以て、火災保

險に附帶する地震保險は效用を發生することゝするのである。

地震保險切手——或は地震保險印紙といつてもよい——を以て、地震保險證券に代ふるときは、常に證券發行の手續を省略することによつて、萬般の取扱ひ手續が更に簡單となるのみならず、保險料収入は、切手の發行を以て計算せらるゝことゝなつて、政府と火災保險業者との間の計算を簡單、明瞭、確實ならしむことを得るであらう。私は、切にこの案を推薦せざるを得ない。

九

地震が發生し家屋が火災に因りて燒失したる場合には、その原因が地震に因る火災にあるか、地震に因らざる火災にあるか、その判別の容易ならざることもあるであらう。然る場合には、地震保險として、政府に保險金支拂の責任があるか、火災保險として、火災保險業者にその責任があるかが不明である。然る場合に於て、保險金の支拂が、地震保險に於ても火災保險に於ても、原因が判明し、責任が確定するまで差控へられたまゝとなつて居つては、罹災者は甚だ困惑することゝなり、切角、保險に加入して居つた効果が殆どなくなる譯である。この點を考慮して、商工省案に於ては、かゝる場合、保險契約者または被保險者の申出により必要ありと認むるときは、政府は地震保險金に相當する金額の假拂をなすことが出来ることにして居る。

その他、地震保險と火災保險との責任の歸屬が不明なる場合に起る所の事項の處理については、若干の規定が設けられる筈であるが、それらは、いづれも、事務的技術に屬する事柄である

から、その説明はこゝに省略する。

10

商工省保險部に於て考案せられたる地震保險の概要は、右に述ぶるが如くである。保險金額を三千圓に限定することは、些か小額に過ぎる嫌があるけれども、保險料の算定が未だ合理的正確と認められざる間は、當分、試験的の制度として、この程度に於て満足するの外はないであらう。

また保險料率を均一にして、地方によりても、家屋の構造に於ても、何等の差等を設けないことは、不公平なるの嫌がないではない。殊に、地震による火災類焼の危険の大なる大都會と、田舎の家屋の點在せる地域とを同一に取扱ひ、また、耐震構造を強制せる市街地建築物法の實施せられたる大都會と、然らざる都會とを同一率に取扱ふのも公平でないと言はねばなるまい。

併しながら、翻つて考ふれば地震の如きは、局部的、地方的に發生しても、その災害は、地方的災害と考へるよりも、むしろ國民的災害と見做すべきもので、四海同胞の精神により、災害を分擔するの心を以て、これに臨むべきものではないであらうか？ その意味より言へば、均一の保險料は、公平不公平の問題以上のものとして、承認すべきであらう。殊に、千圓について二十錢といふ位の金額であり、最高限度に於ても六十錢であるから、これを火災保險に於ける最低料率、一等地千圓につき二圓七十錢程度に比ぶるならば、地震保險料に差等を設けても、實際上は大した意義をもたないであらう。

最後に考慮すべきことは、この商工省案に於ける地震保険に於て、政府と加入者との關係は、《保險契約》であるかどうかといふことである。もし、この保險に於ける《強制》が、全く加入者の意思を容れず、政府の一方的決定によつて加入が決定せられるものであるならば、そこに政府と加入者との間に何等の意思の合致といふものを必要としないのであるから、それは、私法上の法律行為たる契約ではない。その加入は統治權の作用として行はるゝ所であつて、従つて、政府と加入者との關係は公法關係である。それは商法の保險契約とは性質の違つたものである。

そして、この保險に於ける《強制》の如何なる意味のものであるかは、更に、火災保險契約を締結しながら、地震保險に加入することも肯じない所のもの、及び過失によつてその加入を怠つたものに對する取扱ひが、如何なるものであるかを見ることによつて、反面的に明にされる譯である。この點に關する商工省案を窺ふに、地震保險料を納付しないときは、その火災保險契約を無効とするものゝ如くである。果して然りとすれば、地震保險の《強制》は、全く公法的強制であつて、全然、加入者との合意を必要とせずして、保險關係を成立せしむるものである。して見れば、この地震保險に於ける政府と加入者との關係は、私法上の契約ではなく、縦ひこの地震保險關係を《地震保險契約》と稱するにしても、それは謂はゆる公法上の契約と認めるの外なく、商法上の保險契約とは、全然、性質を異にするものであると言はねばならぬ。

地震保險が附帶せしめらるゝ所の火災保險契約は、明かに商法上の保險契約であり、私法上の契約である。それに附帶する所の地震保險は、商法上の保險契約でない所の謂はゞ公法上の契約である。そして、どちらも、言葉の上では、保險契約と言はれる。かくの如きは、法律學の上では、單に、事態が錯綜せるだけのことであつて、理論的に差支ないにしても、法律のことについて素人である一般世人には甚だしく誤解を起さしむる虞がないとは言へない。

私は、むしろ、この強制國營保險たる地震保險に於ては、政府と加入者との保險關係は《地震保險契約》なる言葉を用ゐることを避くるがよいと思ふ。それがために私は《地震保險關係》なる言葉を用ゐんことを薦め、且つ、この《地震保險關係》の内容は、一切これを、地震保險法及びその施行細則に於て規定し——加入者の合意を必要とせず、強制であるから、細大となく總てこれらの法令に於て規定することが可能である——保險證券を用ゐずして、前述の如く、火災保險證券に對する《地震保險切手》の貼用を以て、これを行ひ、この切手の貼用なき火災保險證券は、その火災保險契約を、無効とすることにすればよいと思ふものである。

併し、これらは、地震保險の法律技術に關する事柄であつて、その本體たる地震保險の構造そのものについては、私は、大體に於て、商工省案に賛同すると共に、その實施の速かならんことを、我が民衆のために切望するものである。